

# 岡山から世界へパラリンピアン育成事業実施要領

## 1 目的

本県から一人でも多くのパラリンピック選手の輩出を目指し、競技団体等から推薦された選手の中から、年度ごとに対象者を指定して、パラリンピック選手育成に必要な支援を多角的に行う。岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）等の規定に基づき、活動経費の一部を補助します。

## 2 補助額及び補助対象経費等

補助額及び補助対象経費等については次のとおりです。ただし、他団体から助成を受けている経費は除きます。

区分		補助額及び補助対象経費等	
選 手	補 助 額	1人あたり年間15万円以内	
	補助対象経費	① 海外遠征	国際大会出場や練習を行うための海外への遠征等に係る費用
		② 国内遠征	全国大会や強化練習会（合宿舎）等への遠征等に係る費用
		③ 競技用具の整備	対象者が競技に使用する器具・用具の購入又は修理に係る費用
		④ 外部指導者招聘	国内外よりコーチ及びトレーナーを招いた際の謝金等に係る費用（通常指導を受けている指導者の謝金は対象外です。）
⑤ コンディショニングに関する費用		運動能力測定等に係る費用等 サプリメント（食費を除く）等	

※対象経費の詳細は、別添2「令和4年度岡山県パラリンピアン育成事業に係る対象経費」を参考にしてください。

## 3 対象競技

対象競技はパラリンピック正式種目とします。（別添1参照のこと）

## 4 申請要件

当該補助金の申請要件は次のとおりです。

区分	申請要件
選 手	県内の出身者又は県内に在住、在勤若しくは在学し、パリパラリンピック等への出場を目指している選手で、次のいずれかに該当する者としてします。
	要 件
	① 日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）加盟団体強化指定選手又は強化指定等が有力な者で、団体からの推薦がある者
	② 過去に国際競技大会等において上位入賞するなど、パリパラリンピック等において活躍が期待される者
	③ 日本代表として現に選出され、又は過去に選出された経験のある者でパラパラリンピック等において活躍が期待される者
④ その他県内競技団体から推薦がある将来が有望な選手で、知事が適当と認める者	

## 5 補助対象期間

補助金の交付決定を行なったときから、令和5年3月31日までの期間

## 6 申請方法

申請期限までに、県内競技団体から別添資料【様式第1号-1推薦書(競技団体用)】を郵送又はメールにより提出してください。県内に関係競技団体がないなどで推薦が困難な場合は、県スポーツ振興課に相談の上、別添資料【様式1号-2推薦書】を郵送又はメールにより提出してください。

## 7 申請（募集）期間

令和4年4月1日(金) から同月28日(木) まで ※当日消印有効《期限厳守》

## 8 補助対象選手の選考・決定

令和4年5月中旬頃に、「パラリンピアン育成事業指定選手選考委員会」において、大会実績及び本県との関わりなどを総合的に勘案して補助対象候補者を選考し、知事が補助対象者を決定します。

申請者に対しては、5月中を目途に結果（交付決定又は不交付決定）をお知らせします。

## 9 補助金の支払い・額の確定・精算

補助対象者に決定された方については、県内競技団体へ補助金として交付し、事業を実施します。県内競技団体からの推薦でない方は、振込口座申出書をご提出いただき、速やかに交付決定額を一括で概算払いにより支払います。

事業完了後、実績報告書による審査を行い、補助額の確定を行います。  
(確定額が交付決定額を下回る場合は、差額を戻入(返還)していただきます。)

## 10 申請書提出先・問合せ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県環境文化部スポーツ振興課 競技力向上班 宮川・藤原

電 話 086-226-7467 (直通)

F A X 086-225-0260

メール sposhin@pref.okayama.lg.jp

県ホームページ

○スポーツ振興課 <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/24/>

○障害福祉課 <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>

## 11 その他

補助対象者に決定された方については、氏名、年齢、対象競技、所属、経歴、障害区分、助成事業実績等を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

別添1【申請書類一式（競技団体からの推薦が困難な場合）】

提出書類																				
①	岡山県パラリンピアン育成事業補助金交付申請書（様式第1号-2）																			
②	事業実施計画及び収支予算書（様式第1号-2 別紙1）																			
③	推薦書（様式第1号-2 別紙2）																			
④	申請内容を確認するための書類																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>添付書類の例</th> <th>添付が必要な方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人確認・ 現住所</td> <td>運転免許証(写)、障害者手帳(写)、住民票(写) 等（現住所が分かるもの）</td> <td>選手全員</td> </tr> <tr> <td>在勤</td> <td>就業証明書等</td> <td rowspan="3">選手のうち該 当する方</td> </tr> <tr> <td>在学</td> <td>在学証明書等</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td>クラブチーム等による活動証明書(任意様式)等</td> </tr> <tr> <td>卒業学校</td> <td>卒業証書(写)等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>記録証(写)、大会報告書(写)等</td> <td>選手全員</td> </tr> </tbody> </table>		添付書類の例	添付が必要な方	本人確認・ 現住所	運転免許証(写)、障害者手帳(写)、住民票(写) 等（現住所が分かるもの）	選手全員	在勤	就業証明書等	選手のうち該 当する方	在学	在学証明書等	活動拠点	クラブチーム等による活動証明書(任意様式)等	卒業学校	卒業証書(写)等		実績	記録証(写)、大会報告書(写)等	選手全員
		添付書類の例	添付が必要な方																	
	本人確認・ 現住所	運転免許証(写)、障害者手帳(写)、住民票(写) 等（現住所が分かるもの）	選手全員																	
	在勤	就業証明書等	選手のうち該 当する方																	
	在学	在学証明書等																		
	活動拠点	クラブチーム等による活動証明書(任意様式)等																		
卒業学校	卒業証書(写)等																			
実績	記録証(写)、大会報告書(写)等	選手全員																		
※各項目のうち、該当する書類が複数ある場合は、1種類以上添付してください。ただし、該当する項目はすべて記載してください。																				
⑤	同意書（未成年のみ）																			

パラリンピアン育成事業対象競技一覧

○夏季22競技

アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、カヌー、自転車、馬術、5人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、水泳、トライアスロン、テコンドー、卓球、シッティングバレーボール、車いすバスケットボール、車いすフェンシング、車いすラグビー、車いすテニス

○冬季6競技

アルペンスキー、バイアスロン、クロスカントリースキー、アイスホッケー、スノーボード、車いすカーリング

## 別添 2

## 令和 4 年度岡山県パラリンピアン育成事業に係る対象経費（詳細）

## ＜選手＞

費 目	選手（1人あたり年間15万円以内）
報 償 費 (謝 金)	強化練習、合宿などの指導謝金 指導者（指導者資格等を有する者、外部指導者）、ドクター、トレーナー ※1日につき、11,500円以内
旅 費	本人及び事業に携わる者への旅費（交通費、宿泊費） 海外遠征費、国内遠征費（宿泊を伴わない練習会場への交通費含む。）、 指導者招聘に係る旅費 ※県内交通費は2,200円以内（同一市町村内移動の場合は1,100円以内）、 県外交通費及び海外交通費は実費相当額（海外交通費は業者の見積もりを 要する。）とする。 ※県内又は県外の宿泊費（1泊）は9,800円以内とする。ただし、東京2 3区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、神戸市、京都市 、大阪市、堺市、広島市又は福岡市内の宿泊費（1泊）は10,900円以内と する。 ※1回の研修につき、宿泊費は7泊を上限とする。
需 用 費	消耗品（トレーニングウェア、シューズ、サプリメント代等） 用具修理費等 ※実費相当額。
役 務 費	郵便料、宅配料等
使用料及び 賃借料	練習会場・会議室（付帯施設も含む。）等の使用料、競技用具の賃借料
そ の 他	大会参加料、海外遠征のために必要な語学研修費等 （いずれも国内外は問わず） コンディショニングに関する費用（運動能力測定等に係る費用、ケガに係 る治療費、身体ケア（マッサージ等）に係る費用等）

※協会等への登録料は助成対象となりません。